

第 7 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 (水) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番岡田昌樹	2 番早俊夫	3 番福永信明
4 番赤尾裕子	5 番河嶋幸男	
7 番東清俊	8 番内田篤宏	9 番岡本康次
10 番松尾志信		

欠席委員

遅刻委員

6 番和田千代		

出席事務局 田井課長、北村、田中、山崎

令和5年12月27日（水）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第7回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 現況証明申請について

議案第21号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

議案第22号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議長】ただいまより第7回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より12月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番赤尾委員、5番河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、2番早委員、3番福永委員でした。

それでは、『議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【5番委員】No.2の駐車場ですけど、隣が企業団地でその前が団地で、どの道を通ってマイクロバスが入るのでしょうか。

【事務局】申請地の南側は企業団地ですけど、南側から入ってくる道はありませんでした。車を入れるときは、北側の〇〇団地の道からまっすぐ入ると申請地に入ってこられません。

【5番委員】住宅街を通過してですか。

【事務局】そうですね。

【2番委員】道が狭かったので大型ダンプでは無理だと思います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第20号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第20号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第21号農用地利用集積計画の承認について』『議案第22号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたしますが、議案第21号と議案第22号は関連する案件でありますので、一括して説明を求めます。なお、議案第22号に〇〇にかかる〇番委員、〇〇にかかる〇番委員、〇〇にかかる〇番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇番委員、〇番委員、〇番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、『議案第21号農用地利用集積計画の承認について』ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、『議案第21号農用地利用集積計画の承認について』承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第21号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

【議長】 それでは、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の〇番委員関連について審議を行いますので、〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の〇番委員関連について異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の〇番委員関連

について原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】続きまして、○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の○番委員関連について異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の○番委員関連について原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】続きまして、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の○番委員関連について異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第22号農用地利用集積等促進計画案』の5番委員関連について原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】それでは、議案第22号の残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第22号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第22号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『報告第7号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【1番委員】今の報告の3番の〇〇さん、現況が道路となっていますが、これは個人の道路ですか。公衆用道路ですか。

【事務局】現況が私道になっているかどうかは確認していませんけど、こちらは〇〇さんの住宅を建築する際、前面の道路が狭かったようで畑を分筆して、道路拡幅という転用目的で転用許可を得ておりました。今は私道とされているのかどうかそこまで確認していませんが、現況は道路となっております。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

【3番委員】国富地区では、目標地図作成に向け担い手に意向を聞いている。

【2番委員】西相生地区では、橋本推進委員とともに農地集積に向け活動している。11月24日に地権者に集まってもらって農地についての話をした。そのまま放っておくと西相生で農業をする人がいなくなって、農地が荒れてしまう。集積対象農地の地権者30名中16~17名集まった。中間管理機構へ農地を集めることに同意いただき、農地等貸付申出書をもらいに、我々委員のほか役員5名で行った。申出書をもらうにあたって責任が重たく感じられた。今後担い手が課題である。今回の集積について、橋本推進委員が書類等上手にまとめてくれた。これから1月中には手続きが進むかなと思う。

【3番委員】国富栗田区で集落座談会を行った。その場ではネガティブな発言はなかったので前向きに進みそうだ。栗田以外の担い手も、地域計画について積極的にとらえてくれている。

【高田推進委員】尾崎について。5年前アンケートとったときは、75歳未満が多かったが、10年後は75歳以上が1割となる。これから新たにアンケートをとりたい。尾崎の守るべき農地とそうでない農地を、データをとって分けたい。

【1番委員】議案第21号22号について、所有者はわかるが、これまでの耕作者は誰だったのだろうか。

【9番委員】〇〇のは、〇〇さんが耕作していたが、高齢になって地権者に返っていた。それを、今回機構に預け〇〇が耕作する。

【事務局】中間管理機構に預けるにあたって合意解約は行っていない。特定農作業受委託をしていたかもしれない。

【4番委員】〇〇の一町は、地権者さんがご自分で作られていたが勤務先が遠くになり耕作が難しくなったことから、〇〇が借り受けることとなった。

【3番委員】建前では、中間管理事業では地主と耕作者は直接話をしなくていいことにはなっているが、実際の借り受けは担い手の目星をつけてから貸すことになる。

【8番委員】自作が難しい田が増えてきたと感じている。甲ヶ崎でも耕作できなくなった田を、土地改良の賦課金で草刈りをしている。農地を守っていくためのお金の出どころを探している。多面交付金では田の中はだめで周りの草刈りにしか使えない。

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第7回農業委員会を終了させていただきます。